

# このような注文はありませんか？

- ・氏名や住所などを偽っている可能性がある
- ・購入の目的が業務の内容とあわない
- ・一般的な取引慣行でない現金支払いを希望する
- ・配送先を頻繁に変更する
- ・麻薬などの不正な製造に関与しているうわさがある

不審な取引があったときはこちら



**TEL: 03-3512-8691**

麻薬等原料営業者は、販売する麻薬向精神薬原料が薬物の不正製造に使われると疑われるときは、その旨を国（都道府県）に届け出なければならないこととなっています（麻薬及び向精神薬取締法第50条の33第2項）

**疑わしい取引の届出にご協力を！**

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部